

2018年4月10日

初年次教育学会第11回大会自由研究発表 発表内容と発表者（登壇者）に関する要領

初年次教育学会第11回大会事務局

1. 発表内容について

未公開のものに限ります。論文として既に公刊されている内容を、公刊後に学会発表することは、本学会としては二重投稿・自己剽窃として扱います。ただし、

- ・学位論文のみに含まれる内容については、Web公開されたものであっても「公刊」ではないとみなしますので、発表は可能です。
- ・既発表のものであっても新たなデータや分析の追加があれば、発表は可能です。この場合は、既発表等を参考文献で明示して下さい。また、発表及び要旨集原稿において既発表のものとの相違点、研究の進展部分について明示するようにして下さい。
- ・自由研究発表の申込みと同時に、同一内容を学会誌に投稿した場合、申込み終了時点で掲載内定が決まっていなければ、発表可能です。
- ・判断に迷われる場合は、学会事務局にお問い合わせ下さい。内容の秘密は厳守します。

2. 発表者（登壇者）について

大会要旨集に発表者（登壇者）として記載されている一人のみが当日に発表を行うことができます。それ以外の方が登壇し、実際の口頭発表を行うことはできません。したがって発表途中で登壇者が交代することも認められません。ただし、質疑応答や全体討論の時間に、大会要旨集に共同発表者として記載されている方が、補足的な情報提供を行うことは可能です。また、発表者（登壇者）が発表時間中、フロアに挙手を求めるといったインタラクティブな要素を含めることは認められますが、意見や情報提供を求めたり、そのやり取りが継続したりするような発表は、自由研究発表としては不適切です。

機関会員として発表を行う場合で、当該の機関会員を共同発表者として大会要旨集に記載する場合、その人数は発表者（登壇者）を含めて5名以内である必要があります。かつ、これらの共同発表者と大会に参加される機関会員5名以内の方は一致している必要があります。すなわち、たとえば大会要旨集に機関会員として5名の記載があった場合で発表者（登壇者）以外の4名は大会には参加しないとしても、当該の機関から他の方が大会に参加しようとする場合には、機関会員の資格ではなく非会員としての参加になります。なお同一の機関に所属している個人会員が共同発表者に加わる場合には、その個人会員には5名以内の人数制約は適用されません。

判断に迷われる場合は、学会事務局または大会実行委員会にお問い合わせ下さい。

以上